

深夜営業のクラブ、ラウンジのキャスト(ホステス)さんへお知らせ

新型コロナウイルス対策の 持続化給付金制度をご存知ですか？

店舗の休業などで収入が減少したキャストの皆さんは

最大100万円 受け取ることができます。

※個人事業主としてお店と契約している場合に限りです。

大半のキャストは個人事業主としてお店と契約しています。(雇用契約の場合は上記の対象となりません)

持続化給付金を受け取るには、確定申告書が必要です。

今からでも、確定申告は間に合います。以下の資料をご準備ください。

- 2019年の収入情報
- 国民年金・健康保険
- 2019年の経費情報(領収書)
- 生命保険・ふるさと納税等

料金 8万円(必要書類が揃っている場合) ※詳細はお問い合わせください。

持続化給付金とは？

新型コロナウイルスの影響により、大きく売上が減ってしまった個人事業主・法人に給付金が支給される制度です。個人事業主は最大100万円、法人は最大200万円の給付を受けることができます。なお、申請には、確定申告書等の一定の書類が必要です。

わたしがサポートします！

公認会計士 税理士 かたやま むさし
片山 武蔵

☎ 090-5344-0634

✉ info@yamatokaikei.co.jp

やまと総合会計事務所

〒242-0017

神奈川県大和市大和東1-2-1 大和駅前ユザワヤビル5階

<https://yamatokaikei.co.jp/>

公式LINE

